

議員提出議案第12号

議長不信任決議について

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

平成28年12月12日提出

提出者	琴浦町議会議員	青 亀 壽 宏
賛成者	同	新 藤 登 子

理 由 決議書のとおり

平成28年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

議長不信任決議

議長 手嶋正巳 君を下記の理由により信任しない。

(理由)

議長 手嶋正巳君は、先の臨時議会において「戒告」の懲罰をいわたされた。議会の最高権威である議長としての存続は許されないのは衆目の一致するところである。

そもそも懲罰の原因となったのは、本会議出席問題に対する無原則的な対応もさることながら、根本的には議会運営委員会の決定をないがしろにする議会運営であり、このような事実は絶対に看過されるべきではない。

次に、陳情の受理で、自らが主宰して確定した議事を否定する陳情の受理は、会議規則の規定に反します。

また、名誉毀損になりかねない陳情の受理に対する議員の当然の質問に答えられないようなことは議会の代表者としての議長の最低限の適格性に欠けるものであり、この点でも不信任に値する。よって、議長 手嶋正巳 君を信任しない。

以上決議する。

平成28年12月12日

鳥取県東伯郡琴浦町議会